

## 全国生活保護裁判連絡会・第26回総会・交流会のおしらせ

1995年の発足から四半世紀を迎える全国生活保護裁判連絡会（生保裁判連）、今年の総会・交流会は2020年10月18日（日）午前9時30分から午後5時の予定で、東京都西部（場所未定）で開催されます。

午前には基調講演として、後藤道夫さん（都留文科大学名誉教授）による「社会保障の立て直しと生活保護の役割」（仮題）、午後には3つの分科会（①生活保護費過小支給問題、②路上生活からの住宅確保、③生活保護行政を変える（いずれも仮題））を予定しております。

新型コロナウイルス問題によって我が国の社会保障のぜい弱さが一層浮き彫りになっており、生活保護の出番は増す一方です。ふるってご参加ください！

そして、

## 第26回総会交流会の「プレ集会」のお知らせ

東京都西部で10月18日に開催予定の全国生活保護裁判連絡会第26回総会交流会に先立ち、同連絡会主催のプレ集会在、2020年7月19日（日）午後、国分寺労政会館（東京都国分寺市南町3-22-10、JR中央線「国分寺駅」南口下車徒歩5分）で開催予定です。

藤原精吾弁護士（兵庫県弁護士会所属）による「日本の社会保障、生活保護と名古屋地裁2020年6月25日判決の意義」（仮題）など、盛りだくさんの内容を予定しております。

新型コロナウイルス問題の深刻化により状況は予断を許しませんが、座席間隔を十分に取るなど、感染拡大防止措置を図った上で開催したいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。



## 各地の闘いの報告

誤った収入認定についての損害賠償請求

生保裁判連代表委員 尾藤 廣喜  
本件訴訟の意義

生活保護法上違法な処分が行われ、裁判等でこれが取り消された場合、正しい処分に訂正され、本来支給されるべき給付が結果的になされれば、事件としては終結するというケースが少なくない。しかし、このような処理をそのまま認めれば、どのような違法処分を行っても、処分を訂正さえすれば問題がないという結果になってしまう。

これを避けるためには、違法な処分がなされた場合、これに伴う全損害を損害賠償として請求し、償われる必要がある。

このような観点から損害賠償請求が行われた事件としては、柳園訴訟（京都市地裁平成5年10月25日判決・判例時報1497号112頁）、林訴訟（一審名古屋地裁平成8年10月30日判決・判時1605号34頁、二審名古屋高裁平成9年8月8日判決・判時1653号71頁、上告審平成13年2月13日判決・賃社1294号21頁）、三郷申請権損害訴訟（さいたま地裁平成25年2月20日判決・判時2196号88頁）、長浜生活保護稼働能力訴訟（天津地裁平成24年3月6日判決・賃社1567・1568号35頁）、岸和田訴訟（大阪地裁平成25年10月31日判決・賃社1603・1604号81頁）などの裁判例がある。

しかし、損害賠償請求については、行政の違法な処分について国賠法上の

任務懈怠が認められなければならないこと、さらに、小さな違法については、損害賠償請求額が必然的に少額になり、訴訟に訴えてまで請求するという手段をとる者がまれであるという点に問題がある。

本件では、「処分を取り消しただけでは納得できない。全ての損害が償われるべきである。」と主張する当事者（原告）が現れ、違法な行政処分について、たとえ少額ではあっても、その損害について賠償請求がなされ、これが訴訟上認められたものであり、その点極めて重要な意味を持つといえる。

### 事案の内容

原告は、京都市内のA福祉事務所長（以下「処分庁」という。）に生活保護申請をし、平成23年11月8日付けで保護が開始された。そして、同年12月2日に、B大学からC大学付属病院におけるMRIの実験謝金として7200円を、また、同月26日、C大学付属病院での診療の治療費返戻金として2800円を受領した。

原告は、この7200円と2800円について収入申告したが、処分庁は、この1万円を全額収入認定し、同年2月分及び3月分の保護費からそれぞれ5000円を減額して保護費を支給すると処分（以下「本件違法処分」という。）を行った。

その後、原告が調べたところ、①2800円の返戻金は、保護申請後に原告が通院した際の医療保険の自己負担分であり、当然原告に返金されるべきもので、収入認定の対象にはならない。②7200円については、保護の実施要領上、臨時的収入のうち、世帯合算月額8000円を超える額のみが収入認定されるべきものとされていることから、いずれも違法であることが判明した。

このため、原告は、処分庁に本件違法処分が誤っているのではないかと指摘

したところ、処分庁は、誤りを認めて処分を取り消し、収入認定により違法に控除された1万円を原告に返還した。

しかし、原告は、この処分庁の誤りがありにも初歩的なものであったので、処分の取消しだけでは済まないと考え、京都府知事宛に1万円のみを追加支給した処分は違法であるとして、追加支給処分の取り消し、A福祉事務所の職員の処分、さらに損害賠償を求めて審査請求を行った。しかし、京都府知事は、これらの請求を認めない旨の裁決をなした。また、その後なされた再審査請求に対して、厚生労働大臣は、追加支給処分の取消し及び京都府知事の裁決の取り消しを求める請求を棄却し、その余の請求を却下した。

このため、原告は、損害賠償を請求して提訴したものである。

### 判決の内容

一番の京都地裁判決は、①の2800円の返戻金を収入認定した処分については、担当職員において、収入として記載された返戻金が保護開始決定後の治療費に係るものである可能性を検討せず返戻金を収入認定の対象に含めた保護決定書を起案したとしても、そのことで、担当職員が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と行為をしたものということはできないと判断した。一方、②の8000円を収入認定した処分については、基本的な法令、通達の解釈適用を誤ったもので、本来は2000円（1万円のうち8000円をこえる金額）のみを収入認定すべきであるとして、国賠法上の違法があると判断した。そして、損害については、遅延損害金に関して、減額分8000円が追加支給されるまでの間の1117円の請求のみを認め、慰謝料については一切認めず、弁護士費用については、わずか110円しか認めなかった。

このため、原告は控訴したが、二審の

2019年(令和元年)10月29日大阪高裁判決では、①の2800円の返戻金を収入認定した処分についても、医療費の返戻金については、「保護申請後保護開始決定までの間の通院により生じた一部負担金である蓋然性が少なからず存することを容易に認識することができる」として、担当職員の国賠法上違法性を認められた。

また、遅延損害金については、減額分1万円について、支給された日から追加支給が行われるまでの間の1396円の請求を認められたが、慰謝料については、原判決と同じく認めなかった。さらに、弁護士費用については、わずかに110円から140円へと30円を増額を認めた。

### 今後の課題

このように、少額であっても違法な処分に対して、その損害の全てについて賠償請求がなされるといことが一般化されれば、行政の安易で杜撰な違法処分への根絶に向けての大きな動きとなる。ところで、今後はその点検を、当事者、運動の担い手、そして法律家が常に行い、場合によっては集団訴訟を検討するなど、生活保護、社会保障の現場での違法行為根絶に向けて、損害賠償請求訴訟の有効活用を追求することは重要となっている。

一方、行政庁の違法な行為について国賠法1条1項に基づく損害賠償請求が認められるための注意義務違反の認定にあたって、裁判所は、現場の実情、制度の運用実態をよく把握したうえで、法の適正な執行について行政庁の安易な言い訳を認めないなど「人権の砦」としての自覚をもつと持つべきである。

また、損害額の認定、特に、慰謝料を認定するにあたって、裁判所が厳しい要件を課していること自体も問題であり、裁判所は、たとえ少額の過誤であっても全く慰謝料を認めないという判断自体

を改める必要がある。

なお、弁護士費用について、140円しか認めないという司法の状況も変えなければならぬし、さらに、法テラスや各地の「人権救済基金」など訴訟費用の社会的負担制度の積極的活用が一層図られるべきである。

参考文献：賃金と社会保障1751号(2020年4月上旬号)「特集 違法な行政処分の取消後の損害賠償請求」



生活保護ケースワーカーが、利用者が行った死体遺棄事件に関与し、執行猶予付きの有罪判決となった事例(京地裁令和2年3月26日判決「確定」)

花園大学 吉永 純

### 1 事案の概要

A(当時54歳)は、2017年11月に刑務所を出所したが、所持金なく、腰痛等のため就労もできない状態であったため、向日市福祉事務所長(以下、本件実施機関)は京都府警に暴力団構成員でないことを確認の上、2018年1月から単身で生活保護を開始した。Aは、2018年11月頃から、本事件が発生する2019年6月まで、不当要求を中心とした、ほぼ毎日最低2時間にわたる長時間電話を担当者であったBケースワーカー(以下、B・CW)にかけてきた。不当要求とは、例えば、「家主から追い出されたことにするから、転居費用を出してくれ」、「眼鏡が壊れたから、すぐに作らせろ」など生活保護法や通知に反する要求である。こうした不当要求に対しては、B・CWは、保護の実施要領上「できないことはできない」と毅然とした対応をとっていたが、B・CWが筋を通そうとすると、Aはすぐに電話を上司である査察指導員(スーパーバイザー、以下、SV)に代わるように求めた。と

ころが、電話を代わったSVは、B・CWを守るどころか、Aに対して「B・CWの対応が至らなかつた」などと謝罪を繰り返した。このようにB・CWを守るべき実施機関の組織的バックアップがなく、B・CWは「上司に対応してもらっても、結局は自分への攻撃が強くなるだけ」と次第に疲弊し追い詰められていった。

B・CWが警察との連携を進言してもSVは曖昧にし、また、2019年に精神的にも追い詰められ、Aから個人的関係を迫られているなどの窮状を記載した人事異動申告書を提出したが取り上げられなかつた。こうした状況の下で、Aの要求はさらに激しくなり、いわばAを主とする「主従関係」状態に陥り、個人的に100万円を支払わされるまでに至った。

こうした経過の末に、2019年6月に前述の事件が発生した。「(女性が)死んだ」とAから電話があり、B・CWは死体遺棄への協力を持ちかけられた。AはB・CWの自宅まで押しかけて脅迫し、実際にB・CWを殴打することもあった。こうして追い詰められたB・CWは、正常な判断力を失い、恐怖感から、やむなく死体遺棄に手を染めた。

### 2 判決(確定)要旨

判決は、「本件は、被告人(B・CWのこと)が、共犯者らと共に謀の上、死体を遺棄した事案である」と述べ、「被告人は、終始Aの指示に従って行動するという従属的な立場で関与したものである」としつつも、死体遺棄について「重要な不可欠の役割を果たしたものと認定した。また、B・CWが「自己の担当する保護受給者であるAから長期間にわたって理不尽な要求等を受け続け、同人から恫喝されることも多々あり、また、周囲の協力も得られなかつたことから孤立して疲弊した状況にあつたところ、Aから電話で被害者が死亡したことを聞か

され、その後の電話で死体を遺棄することへの協力を求められ、上記のようなことまでのAとの関係性や、暴力団との関係がうかがわれ、傷害致死等の前科もあるAに対する恐怖心もあつて、Aの要求に応じて本件犯行に加担するに至つたものである」と事件に至つた経過について述べ、こうした経過は「Aに従わざるを得ない心境にあつたことは相応に酌むべき事情」としながらも、死体遺棄という犯罪行為への加担は、それまでのAの理不尽な要求とは質的にまったく異なるものとして、「一定程度の非難は免れない」とした。

そして、最終的には「被告人の刑事責任は軽視できないものの、ある程度の範囲に限定されたもの」として、求刑通りの刑を科した上で、執行を猶予した。

### 3 解説

本件は、保護利用者の不当要求に対して、実施機関の組織的対応の欠如によつて孤立無援の状態の陥つた生活保護CWが、死体遺棄事件に巻き込まれた事件である。判決は、求刑通りの刑を言い渡したものの、事件に至るまでB・CWを孤立無援の状態に追い込んだ組織の問題を立ち入って指摘した。B・CWは起訴事実を認め、刑事事件としては裁判は終結した。しかし、CWをこのような状況に追い込んだ実施機関の問題点は根深いものがある。その問題点を明らかにし、有効な改善、改革の方策を示さずしては、同様のことは今後もこの実施機関でも起こり得る。

この点では、第一に、不当要求に対するガバナンス(統治)の欠如の問題がある。行政に対する不当要求に対しては、組織が丸とらなつて毅然と対応するというのが鉄則であるが、反対に、本件では終始場当たり的、迎合的な対応であつた。

でも組織的対応がなかつたことが問題を深刻にした。深刻化する貧困に対して、生活保護制度や社会福祉制度が十分に対応しきれていないため、CWは利用者との制度の板挟みになりがちである。このような場合に、重要なのは、CW任せにせず孤立化させないこと、利用者の相談内容を組織として共有し、展望を見出すことが肝要である。しかし、本件実施機関においては、保護開始後、Aの要求が深刻化する一方であつたにもかかわらず、Aへの対応がケース検討会で1回も検討されず、組織的に統一した方針(援助方針)が欠落したままであつた。また、Aへの個別的対応においても、警察との連携が最後までなかつたなど致命的な誤りがあつた。

その上、向日市福祉事務所においては、福祉職もならず、CWの標準配置数は5人のところ、事件の直前である2019年1~3月は4人しか配置されず、B・CWは、標準である80世帯から見ると、4割弱も多い110世帯を担当させられていた。また、事件当時は5名配置に戻っていたが、5名のうち3名は担当して1年に満たない新人であつた。

おわりに、残された課題

本件判決日に、向日市は本件を検証した「生活保護業務上の職員逮捕事案に係る検証委員会 検証報告書」を公表した。市長は「組織的対応が不十分で、担当ケースワーカーを守り切れなかつた」と述べ謝罪した。検証委員会報告書は、本稿で指摘した本件実施機関の組織的問題も含め厳しく指摘している。またB氏に対する寛大な判決を求める嘆願署名は1万88筆が集約され、B氏への支援は異例の広がりを見せた。今後は、向日市が本件のような事件を二度と起こさないため、市民の権利を守るとともにCWが安心して働くことができる生活保護行政に改革していかれるかが問われている。

